



鳥取県公報

平成 24 年 3 月 30 日 (金)
号外第 33 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則 (28) (環境立県推進課) 5
	鳥取県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則 (29) (〃) 10
	鳥取県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則 (30) (景観まちづくり課) 12
	鳥取県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (31) (公園自然課) 17
	鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (32) (住宅政策課) 24
	鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則 (33) (雇用人材総室) 35
	鳥取県県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則 (34) (農地・水保全課) 36

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県環境影響評価条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県環境影響評価条例の一部が改正され、環境影響評価方法書における説明会の開催及び環境影響評価図書の電子縦覧等が義務付けされたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 環境影響評価方法書等の公表は、事業者、県又は関係市町村のウェブサイトへの掲載のうち適切な方法により行うものとする。
- (2) 方法書説明会は、参加者が参集しやすい日時及び場所で行うものとする。
- (3) 事業者が方法書説明会を開催するときに公告しなければならない事項について定める。
- (4) 事業者が方法書説明会の開催を要しない場合の事由等について定める。
- (5) その他所要の規定の整備を行う。
- (6) 施行期日は、平成24年4月1日とする。

◇鳥取県地球温暖化対策条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

駐停車時エンジン停止推進者に対する認証事務の簡素化を図る。

2 規則の概要

- (1) 駐停車時エンジン停止推進者認証申請者に紙（ステッカー）を交付することで認証を行い、認証証明書は廃止する。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成24年4月1日とする。

◇鳥取県屋外広告物条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 制限地域に公益の増進に寄与し、良好な景観・風致の維持に配慮された広告物等を特例として表示し、又は設置できるようにするため所要の改正を行う。
- (2) 鳥取県屋外広告物条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 制限地域の広告物等の表示等を許可する基準として、公益の増進に寄与し、良好な景観又は風致の維持に配慮された広告物等で、知事が鳥取県屋外広告物審議会の意見を聴いて別に定めるものであることを加える。
- (2) 登録申請書、誓約書及び略歴書を未成年者の法定代理人が法人である場合に対応した様式に改める。
- (3) 登録申請者が法人である場合にその役員の住民票の抄本又はこれに代わる書面の添付をやめる。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は、公布日とする(1)及び(4)の一部を除き、平成24年4月1日とする。

◇鳥取県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部が改正され、特定鳥獣保護管理計画を定める際の利害関係人の意見聴取について、公聴会の開催の義務付けが廃止されたこと等に伴い、所要の改正を行う。
- (2) 鳥取県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例の制定に伴い、当該標識の寸法を定める。

2 規則の概要

- (1) 公聴会を開こうとする場合の公告等に関する規定を新たに設ける。

- (2) 指定猟法禁止区域等の標識の寸法について定める。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日等
 - ア 施行期日は、公布日とする(3)の一部を除き、平成24年4月1日とする。
 - イ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく公聴会に関する規則は、廃止する。

◇鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 入居者の負担の軽減と事務の効率化を図るため、家賃等の減免申請について収入申告書等への記載で代えることができるよう所要の改正を行う。
- (2) 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正等に伴い所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 入居者が市町村民税の均等割が課されない者等に該当するときは、収入申告書その他の書類に家賃等の減免を受けようとする旨を記載して知事に提出することをもって、家賃等減免申請書の提出に代えることができる。
- (2) 収入申告書等の様式について、家賃等の減免を受けようとする旨を記載できるようにする。
- (3) 入居者の資格から同居親族があることという要件を廃止することに伴い、入居の申込書等を定めた規定の整備を行う。
- (4) 優先的に選考して入居させる者の要件として、60歳以上の者でその者の看護又は介護を行う同居者がいるものであることを加える。
- (5) 外国人登録法の廃止に伴い、入居者の申込書等を定めた規定中、引用する外国人登録法の法律名及び根拠条項を削る。
- (6) その他所要の規定の整備を行う。
- (7) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成24年7月9日とする(5)を除き、公布日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県訓練手当支給規則の一部改正について

1 規則の改正理由

国の訓練手当の支給要領の一部が改正され、受講手当の支給日数に上限が定められたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 技能習得手当のうち受講手当の日額を500円（現行 700円）とする。
- (2) 技能習得手当のうち受講手当の支給日数の上限を40日とする。
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成24年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

平成24年度から新たに実施される県営土地改良事業の施行に要する費用について徴収する分担金の総額を定める。

2 規則の概要

- (1) 平成24年度から施行する農村災害対策整備事業の各年度の分担金の額は、次のとおりとする。
 - ア 振興山村、過疎地域又は特定農山村地域を含む市町村であって知事が別に定める要件を満たすものにお

いて行う事業 工事費の100分の2に相当する額

イ ア以外の市町村において行う事業 工事費の100分の7に相当する額

(2) 施行期日は、平成24年4月1日とする。

規 則

鳥取県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3 月 30 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第28号

鳥取県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県環境影響評価条例施行規則（平成11年鳥取県規則第37号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(方法書の送付)</p> <p>第4条 条例第6条の規定による方法書及び要約書（以下「方法書等」という。）の送付は、環境影響評価方法書送付書（様式第1号）により行うものとする。</p> <p>2 事業者が条例第6条の規定により知事に送付する方法書等の部数は50部とし、同条に規定する市町村長に送付する方法書等の部数は5部とする。ただし、知事又は当該市町村長は、必要があると認めるときは、送付を受ける方法書等の部数を変更することができる。</p> <p>(方法書についての公告)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 条例第7条の規定による公告は、鳥取県公報に掲載して行うものとする。この場合において、事業者は、条例第6条に規定する地域を区域とする市町村の広報紙への掲載、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載その他の方法により、方法書等を縦覧する旨を周知するものとする。</p> <p>(方法書の縦覧及び公表)</p> <p>第6条 条例第7条の規定による方法書等の縦覧は、次に掲げる場所のうち、縦覧する者が参集しやすい場所で行うものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 条例第7条の規定による方法書等の公表は、次に掲げる方法のうち、適切な方法により行うものとする。</p> <p>(1) 事業者のウェブサイトへの掲載</p>	<p>(方法書の送付)</p> <p>第4条 条例第6条の規定による方法書の送付は、環境影響評価方法書送付書（様式第1号）により行うものとする。</p> <p>2 事業者が条例第6条の規定により知事に送付する方法書の部数は50部とし、同条に規定する市町村長に送付する方法書の部数は5部とする。ただし、知事又は当該市町村長は、必要があると認めるときは、送付を受ける方法書の部数を変更することができる。</p> <p>(方法書についての公告)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 条例第7条の規定による公告は、鳥取県公報に掲載して行うものとする。この場合において、事業者は、条例第6条に規定する地域を区域とする市町村の広報紙への掲載、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載その他の方法により、方法書を縦覧する旨を周知するものとする</p> <p>(方法書の縦覧)</p> <p>第6条 条例第7条の規定による方法書の縦覧は、次に掲げる場所のうち、縦覧する者が参集しやすい場所で行うものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

(2) 県のウェブサイトへの掲載

(3) 条例第6条に規定する地域を区域とする市町村のウェブサイトへの掲載

(方法書説明会の開催)

第6条の2 条例第7条の2第1項の規定により開催する方法書説明会は、参加する者が参集しやすい日時及び場所で行うものとする。この場合において、条例第6条に規定する地域に2以上の市町村の区域が含まれることその他の理由により事業者が必要と認めるときは、当該地域を2以上の区域に区分して当該区域ごとに方法書説明会を開催することができる。

(方法書説明会の開催の通知)

第6条の3 条例第7条の2第2項の規定による通知は、説明会開催通知書（様式第4号）により行うものとする。

(方法書説明会の開催についての公告)

第6条の4 条例第7条の2第2項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業実施区域
- (4) 条例第6条に規定する地域
- (5) 方法書説明会の開催を予定する日時及び場所
- (6) その他参考となる事項

2 第5条第2項の規定は、条例第7条の2第2項の規定による公告について準用する。

(責めに帰することができない事由等)

第6条の5 条例第7条の2第4項の規則で定める事由は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 天災、交通の途絶その他の不測の事態により方法書説明会の開催が不可能であること。
- (2) 事業者以外の者により方法書説明会の開催が故意に阻害されることによって方法書説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。

2 事業者は、条例第7条の2第4項の規定により方法書説明会を開催することができない場合には、要約書を提供する旨並びに提供する日時及び場所を公告するとともに、求めに応じて要約書を提供することにより方法書の記載事項を周知させるよう努めな

なければならない。

3 前項の規定による公告は、鳥取県公報への掲載及び条例第6条に規定する地域を区域とする市町村の広報紙への掲載、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載その他の方法により行うものとする。

(準備書の縦覧及び公表)

第12条 第6条の規定は、条例第15条の規定による準備書及び要約書の縦覧及び公表について準用する。この場合において、第6条第1項第3号及び第2項第3号中「条例第6条に規定する地域」とあるのは、「関係地域」と読み替えるものとする。

(準備書説明会の開催)

第13条 条例第16条第1項の規定により開催する準備書説明会は、参加する者が参集しやすい日時及び場所で行うものとする。この場合において、関係地域に2以上の市町村の区域が含まれることその他の理由により事業者が必要と認めるときは、関係地域を2以上の区域に区分して当該区域ごとに準備書説明会を開催することができる。

(準備書説明会の開催について公告)

第15条 条例第16条第2項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(4) 略

(5) 準備書説明会の開催を予定する日時及び場所

(6) 略

2 略

(責めに帰することができない事由等)

第16条 条例第16条第4項の規則で定める事由は、次に掲げるとおりとする。

(1) 天災、交通の途絶その他の不測の事態により準備書説明会の開催が不可能であること。

(2) 事業者以外の者により準備書説明会の開催が故意に阻害されることによつて説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。

2 条例第16条第4項の規定による準備書の記載事項の周知は、要約書を提供する旨並びに提供する日時及び場所を公告するとともに、求めに応じて要約書を提供することにより行うものとする。

(準備書の縦覧)

第12条 第6条の規定は、条例第15条の規定による準備書及び要約書の縦覧について準用する。この場合において、第6条第3号中「条例第6条に規定する地域」とあるのは、「関係地域」と読み替えるものとする。

(説明会の開催)

第13条 条例第16条第1項の規定により開催する説明会は、説明会に参加する者が参集しやすい日時及び場所で行うものとする。この場合において、関係地域に2以上の市町村の区域が含まれることその他の理由により事業者が必要と認めるときは、関係地域を2以上の区域に区分して説明会を開催することができる。

(説明会の開催についての公告)

第15条 条例第16条第2項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(4) 略

(5) 説明会の開催を予定する日時及び場所

(6) 略

2 略

(説明会を開催しない場合)

第16条 条例第16条第3項の規則で定める事由は、次に掲げるとおりとする。

(1) 天災、交通の途絶その他の不測の事態により説明会の開催が不可能であること。

(2) 事業者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによつて説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。

2 条例第16条第3項の規定による準備書の記載事項の周知は、次のいずれかの方法により行うものとする。

(1) 要約書を提供する旨並びに提供する日時及び場所を公告するとともに、求めに応じて要約書を

3 前項の規定による公告は、鳥取県公報への掲載及び関係地域を区域とする市町村の広報紙への掲載、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載その他の方法により行うものとする。

(評価書の縦覧及び公表)

第27条 第6条の規定は、条例第25条の規定による評価書等の縦覧及び公表について準用する。この場合において、第6条第1項第3号及び第2項第3号中「条例第6条に規定する地域」とあるのは、「関係地域」と読み替えるものとする。

(都市計画に定められる対象事業等の特例)

第38条 略

2 略

3 第1項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における第4条から第33条までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略		
第5条第2項、第6条第1項第1号及び第4号並びに第2項第1号並びに第6条の2	事業者	都市計画決定権者
第6条の4第1項第1号	事業者	都市計画決定権者の名称並びに事業者
第6条の5第1項第2号及び第2項並びに第9条第2項	事業者	都市計画決定権者
略		

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

職 氏 名 様

提供すること。

(2) 要約書の記載事項を公告すること。

3 前項第1号又は第2号の規定による公告は、鳥取県公報に掲載して行うものとする。

(評価書の縦覧)

第27条 第6条の規定は、条例第25条の規定による評価書等の縦覧について準用する。この場合において、第6条第3号中「条例第6条に規定する地域」とあるのは、「関係地域」と読み替えるものとする。

(都市計画に定められる対象事業等の特例)

第38条 略

2 略

3 第1項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における第4条から第33条までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略		
第5条第2項、第6条及び第9条第2項	事業者	都市計画決定権者
略		

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

職 氏 名 様

住 所
氏 名 印
(法人にあってはその名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地)

環境影響評価方法書送付書

鳥取県環境影響評価条例第 6 条の規定により、別添のとおり環境影響評価方法書及びこれを要約した書類を送付します。

略

備考 略

様式第 4 号 (第 6 条の 3、第 14 条関係)

年 月 日

職 氏 名 様

住 所
氏 名 印
(法人にあってはその名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地)

説明会開催通知書

鳥取県環境影響評価条例第 7 条の 2 第 1 項 (第 16 条第 1 項) の規定により説明会を開催しますので、同条第 2 項の規定により、次のとおり通知します。

説明会の名称	方法書説明会 (準備書説明会)
対象事業の名称	
条例第 6 条に規定する地域 (関係地域)	
略	

備考 略

住 所
氏 名 印
(法人にあってはその名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地)

環境影響評価方法書送付書

鳥取県環境影響評価条例第 6 条の規定により、別添のとおり環境影響評価方法書を送付します。

略

備考 略

様式第 4 号 (第 14 条関係)

年 月 日

職 氏 名 様

住 所
氏 名 印
(法人にあってはその名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地)

説明会開催通知書

鳥取県環境影響評価条例第 16 条第 1 項の規定により説明会を開催しますので、同条第 2 項の規定により、次のとおり通知します。

対象事業の名称	
関係地域	
略	

備考 略

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

鳥取県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第29号

鳥取県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県地球温暖化対策条例施行規則（平成21年鳥取県規則第79号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(駐停車時エンジン停止推進者)</p> <p>第12条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 知事は、<u>前項の申請書の提出を受けたときは、推進者の認証をしたことを証する紙を交付するものとする。</u></p> <p>5 推進者の認証を受けた者は、その認証の取消しを<u>希望する旨及びその理由を記載した書面を知事に提出してその認証の取消しを受けることができる。</u></p> <p>様式第5号（第12条関係） 駐停車時エンジン停止推進者認証申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>職 氏 名 様</p> <p style="text-align: right;">申請者 郵便番号 住所 氏名</p> <p>私は、鳥取県地球温暖化対策条例第13条及び第14条の規定を遵守し、駐停車時エンジン停止を実行することをここに宣言します。 ついで、駐停車時エンジン停止推進者の認証を受けたいので、鳥取県地球温暖化対策条例第14条第2項の規定により申請します。</p>	<p>(駐停車時エンジン停止推進者)</p> <p>第12条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 知事は、<u>条例第14条第2項の規定により推進者の認証をしたときは、前項の申請書を提出した者に認証証明書</u>を交付するものとする。</p> <p>5 推進者の認証を受けた者は、<u>自らその認証の取消しを希望するときは、その旨及びその理由を記載した書面に前項の認証証明書を添付して知事に届け出るものとする。</u></p> <p>様式第5号（第12条関係） 駐停車時エンジン停止推進者認証申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>職 氏 名 様</p> <p style="text-align: right;">申請者 郵便番号 住所 氏名 印 電話番号</p> <p>私は、鳥取県地球温暖化対策条例第13条及び第14条の規定を遵守し、駐停車時エンジン停止を実行することをここに宣言します。 ついで、駐停車時エンジン停止推進者の認証を受けたいので、鳥取県地球温暖化対策条例第14条第2項の規定により申請します。</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

鳥取県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3 月 30 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第30号

鳥取県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県屋外広告物条例施行規則（昭和37年鳥取県規則第50号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(許可の基準)</p> <p>第4条 条例第5条に規定する許可の基準は、条例別表に定める基準に加えて、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。</p> <p>(1) 条例第3条第1項及び第4条第1項の規定による許可 別表第1に定める基準<u>又は次のいずれにも該当するもので知事が鳥取県屋外広告物審議会の意見を聴いて別に定めるものであること。</u></p> <p><u>ア 広告物等（広告物又は掲出物件をいう。以下同じ。）を表示し、又は設置することが公益の増進に寄与すること。</u></p> <p><u>イ 良好な景観又は風致の維持に配慮されていること。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>2 自己の氏名、名称、店名、屋号若しくは商標、自己の事業若しくは営業の内容<u>又は自己の居所若しくは事業所若しくは営業所の位置（別表第1の2において「自己の氏名等」という。）を表示するための広告物等（野立てであって、別表第1の第1号アに掲げる基準に適合しないものに限る。）を表示し、又は設置しようとする場合における条例第3条第1項及び第4条第1項の規定による許可の基準は、前項の規定にかかわらず、条例別表に定める基準に加えて、別表第1の2に定める基準<u>又は前項第1号ア及びイのいずれにも該当するもので知事が鳥取県屋外広告物審議会の意見を聴いて別に定めるものであることとする。</u></u></p> <p>(広告物等を保管した場合の公示の場所等)</p> <p>第7条 条例第9条の5第1項第1号及び第2項の規則で定める場所は、当該<u>広告物等を保管する者の事務所</u>とする。</p>	<p>(許可の基準)</p> <p>第4条 条例第5条に規定する許可の基準は、条例別表に定める基準に加えて、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。</p> <p>(1) 条例第3条第1項及び第4条第1項の規定による許可 別表第1に定める基準</p> <p>(2) 略</p> <p>2 自己の氏名、名称、店名、屋号若しくは商標、自己の事業若しくは営業の内容<u>若しくは自己の居所若しくは事業所若しくは営業所の位置（別表第1の2において「自己の氏名等」という。）を表示するための広告物又は掲出物件（野立てであって、別表第1の第1号アに掲げる基準に適合しないものに限る。）を設置しようとする場合における条例第3条第1項及び第4条第1項の規定による許可の基準は、前項の規定にかかわらず、条例別表に定める基準に加えて、別表第1の2に定める基準とする。</u></p> <p>(広告物等を保管した場合の公示の場所等)</p> <p>第7条 条例第9条の5第1項第1号及び第2項の規則で定める場所は、当該<u>広告物又は掲出物件が掲出された場所を所管する総合事務所（鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第1条第</u></p>

<p>(屋外広告業登録申請書)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第10条の3第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1) 登録申請者が個人である場合にあつては、登録申請者の住民票の抄本又はこれに代わる書面及び略歴書</p> <p>(2) 登録申請者が法人である場合にあつては、当該法人の登記事項証明書及びその役員の略歴書</p> <p><u>(3) 登録申請者が未成年者である場合にあつては、その法定代理人の前2号に掲げる書類</u></p> <p>(4) 略</p> <p><u>(5) その他知事が必要と認める書類</u></p> <p>4 略</p> <p>5 第3項の規定にかかわらず、知事が鳥取県住民基本台帳法施行条例(平成14年鳥取県条例第42号)第2条第16号の規定により登録申請者(未成年者にあつては、その法定代理人を含む。)又は業務主任者に係る本人確認情報等を利用できるときは、住民票の抄本又はこれに代わる書面を添付することを要しない。</p>	<p>1項の規定により設置された総合事務所をいう。)とする。</p> <p>(屋外広告業登録申請書)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第10条の3第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1) 登録申請者が個人である場合にあつては、登録申請者(当該登録申請者が未成年者である場合にあつては、<u>当該登録申請者及びその法定代理人</u>)の住民票の抄本又はこれに代わる書面及び略歴書</p> <p>(2) 登録申請者が法人である場合にあつては、当該法人の登記事項証明書<u>並びにその役員の住民票の抄本又はこれに代わる書面及び略歴書</u></p> <p><u>(3) 略</u></p> <p>4 略</p> <p>5 第3項の規定にかかわらず、知事が鳥取県住民基本台帳法施行条例(平成14年鳥取県条例第42号)第2条第16号の規定により登録申請者(未成年者にあつては、その法定代理人を含む。)若しくはその役員又は業務主任者に係る本人確認情報等を利用できるときは、住民票の抄本又はこれに代わる書面を添付することを要しない。</p>
<p>(屋外広告業登録事項変更届出書)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第10条の6第3項の規則で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれに定める書類<u>その他知事が必要と認める書類</u>とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 条例第10条の3第1項第4号に掲げる事項の変更 当該変更後の法定代理人の住民票の抄本又はこれに代わる書面及び略歴書<u>(法定代理人が法人である場合にあつては、当該法人の登記事項証明書及びその役員の略歴書)</u></p> <p>(5) 略</p> <p>4及び5 略</p> <p>(屋外広告業者の帳簿)</p>	<p>(屋外広告業登録事項変更届出書)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第10条の6第3項の規則で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれに定める書類とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 条例第10条の3第1項第4号に掲げる事項の変更 当該変更後の法定代理人の住民票の抄本又はこれに代わる書面及び略歴書</p> <p>(5) 略</p> <p>4及び5 略</p> <p>(屋外広告業者の帳簿)</p>

第18条 条例第10条の13の規定による帳簿の備付け等は、屋外広告業者が、次に掲げる広告物等を表示し、又は設置する都度、当該広告物等1件ごとに様式第12号による帳票を作成し、少なくとも過去5年間に表示し、又は設置した広告物等に係る当該帳票を一括して編集した帳簿により行うものとする。

(1)～(3) 略

2 略

様式第2号(第9条関係)

収入証紙貼
り付け欄

屋 外 広 告 業 登 録 申 請 書
年 月 日

職 氏名 様

誓約者 略

屋外広告業の登録を受けたいので、鳥取県屋外広告物条例第10条の3第1項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

略		
3 申請者又はその法定代理人が法人である場合の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者)の役職名及び氏名	役職名	フリガナ氏名
4 未成年者である場合の法定代理人の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)	フリガナ氏名 住所	略
略		

備考1及び2 略

3 「4 未成年者である場合の法定代理人の氏

第18条 条例第10条の13の規定による帳簿の備付け等は、屋外広告業者が、次に掲げる広告物等(広告物又は掲出物件をいう。以下同じ。)を表示し、又は設置する都度、当該広告物等1件ごとに様式第12号による帳票を作成し、少なくとも過去5年間に表示し、又は設置した広告物等に係る当該帳票を一括して編集した帳簿により行うものとする。

(1)～(3) 略

2 略

様式第2号(第9条関係)

収入証紙は
り付け欄

屋 外 広 告 業 登 録 申 請 書
年 月 日

職 氏名 様

誓約者 略

屋外広告業の登録を受けたいので、鳥取県屋外広告物条例第10条の3第1項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

略		
3 法人である場合の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者)の役職名及び氏名	役職名	フリガナ氏名
4 未成年者である場合の法定代理人の氏名及び住所	フリガナ氏名 住所	略
略		

備考1及び2 略

名及び住所（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）」の記載欄は、法定代理人が複数あるときは欄を加えて記載すること。

様式第 3 号（第 9 条、第 10 条関係）

誓 約 書

年 月 日

職 氏名 様

誓約者

略

登録申請者、その法定代理人及びこれらの役員は、鳥取県屋外広告物条例第 10 条の 5 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

鳥取県屋外広告物条例（抜粋）

（登録の拒否）

第 10 条の 5 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は第 10 条の 3 の申請者若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否するものとする。

（1）～（4） 略

（5） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくはその構成員（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等の利益につながる活動を行い、若しくは暴力団等と密接な関係を有する者

（6） 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当する者

（7） 法人でその役員のうち第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する者があるもの

（8） 略

2 略

様式第 3 号（第 9 条、第 10 条関係）

誓 約 書

年 月 日

職 氏名 様

誓約者

略

登録申請者、その役員及び法定代理人は、鳥取県屋外広告物条例第 10 条の 5 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

鳥取県屋外広告物条例（抜粋）

（登録の拒否）

第 10 条の 5 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は第 10 条の 3 の申請者若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否するものとする。

（1）～（4） 略

（5） 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当する者

（6） 法人でその役員のうち第 1 号から第 4 号までのいずれかに該当する者があるもの

（7） 略

2 略

<p>様式第4号（第9条、第10条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>登録申請者 〔 法人の役員 〕 本 人 法 定 代 理 人 法定代理人の役員 の略歴書</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin: 5px 0;">略</div> <p>備考1 「法人の役員 本人 法定代理人 <u>法定代理人の役員</u>」は、該当するものに○印を付すること。 2～4 略</p>	<p>様式第4号（第9条、第10条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>登録申請者 〔 法人の役員 〕 本 人 法 定 代 理 人 の略歴書</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin: 5px 0;">略</div> <p>備考1 「法人の役員 本人 法定代理人」は、該当するものに○印を付すること。 2～4 略</p>
---	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定、第7条の改正規定、第18条の改正規定及び様式第3号の改正規定（「その役員及び法定代理人」を「その法定代理人及びこれらの役員」に改め、「前各号」の次に「又は次号」を加える部分を除く。）は、公布の日から施行する。

鳥取県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第31号

鳥取県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年鳥取県規則第49号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第391号。以下「政令」という。）及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「省令」という。）<u>並びに鳥取県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例（平成24年鳥取県条例第5号。以下「条例」という。）</u>の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(公告等)</p> <p>第1条の2 <u>知事は、法第7条第5項（法第12条第6項又は第14条第4項において準用する場合を含む。）又は法第28条第6項（法第29条第4項において準用する場合を含む。）に規定する場合において公聴会を開こうとするときは、日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件（以下「公聴案件」という。）を公告するとともに、意見を聴こうとする利害関係人（以下「公述人」という。）にその旨を通知しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の公告は、公聴会の日から3週間前までに行わなければならない。</u></p> <p>(意見の提出)</p> <p>第1条の3 <u>前条第1項の通知を受けた公述人は、公聴会の日から1週間前までに、当該公聴会に係る公聴案件に対する意見の要旨及び理由を記載した文書（以下「意見書」という。）を知事に提出しなければならない。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第391号。以下「政令」という。）及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

(議長)

第1条の4 公聴会は、知事又はその指名する者が議長となり、これを主宰する。

(運営)

第1条の5 公聴会においては、議長は、まず公述人のうち公聴案件に対して異議を有する者に異議の要旨及び理由を陳述させなければならない。ただし、その者が出席していないときは、その提出した意見書の朗読をもってその陳述に代えることができる。

2 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

3 議長は、特に必要があると認めるときは、公聴会を傍聴している者に発言を許すことができる。

4 公述人及び発言を許された者の発言は、公聴案件の範囲を超えてはならない。

5 公述人及び発言を許された者が前項の範囲を超えて発言し、又は不穏当な言動があったときは、議長は、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

6 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があるときは、その秩序を妨げ、又は不穏当な言動をした者を退去させることができる。

(調書の作成)

第1条の6 議長は、公聴会の終了後遅滞なく公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成し、これに署名押印しなければならない。

(書類の提出)

第24条 略

(書類の提出)

第24条 略

(指定猟法禁止区域等の標識の寸法)

第25条 条例第2条に規定する標識の寸法は、次の各号に掲げる区域の標識の区分に応じ、当該各号に定める様式のとおりとする。

(1) 指定猟法禁止区域の標識 様式第21号

(2) 鳥獣保護区の標識 様式第22号又は様式第23号

(3) 特別保護地区の標識 様式第22号又は様式第23号

(4) 特別保護指定区域の標識 様式第24号

(5) 休猟区の標識 様式第21号又は様式第22号

(6) 特定猟具使用禁止区域の標識 様式第22号又は様式第23号

(7) 特定猟具使用制限区域の標識 様式第21号

別表 (第11条関係)

1～3 略

4 略

イ及びロ 略

ハ 河川法 (昭和39年法律第167号) による河川の管理のための行為又は砂防法 (明治30年法律第29号) 第2条の規定により指定された土地、地すべり等防止法 (昭和33年法律第30号) 第3条第1項に規定する地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和44年法律第57号) 第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域若しくは海岸法 (昭和31年法律第101号) 第3条第1項に規定する海岸保全区域の通常管理行為

ニ～ヘ 略

ト 電気通信事業法 (昭和59年法律第86号) 第120条第1項に規定する認定電気通信事業の用に供する設備又は放送法 (昭和25年法律第132号) による基幹放送若しくは有線テレビジョン放送 (有線電気通信設備を用いて行われる同法第2条第18号に規定するテレビジョン放送をいう。) の用に供する放送設備の管理に必要な行為

チ～ワ 略

様式第12号 (第15条関係)

(表)

略
略
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第39条第1項の規定による狩猟免許を受けたいので、下記により申請します。
記
(1) 受けようとする狩猟免許の種類及び使用しようとする猟具の種類並びに第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許の猟具の所持許可 (□にレ印を付し、番号に○印を付す。)
<input type="checkbox"/> 網猟免許
<input type="checkbox"/> わな猟免許
1 ライフル銃
2 散弾銃
猟銃・空気銃
所持許可
号

別表 (第11条関係)

1～3 略

4 略

イ及びロ 略

ハ 河川法 (昭和39年法律第167号) 第3条第1項に規定する河川の管理又は砂防法 (明治30年法律第29号) 第2条の規定により指定された土地、地すべり等防止法 (昭和33年法律第30号) 第3条第1項に規定する地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和44年法律第57号) 第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域若しくは海岸法 (昭和31年法律第101号) 第3条第1項に規定する海岸保全区域の通常管理行為

ニ～ヘ 略

ト 電気通信事業法 (昭和59年法律第86号) 第12条第1項に規定する第1種電気通信事業者がその事業の用に供する設備、放送法 (昭和25年法律第132号) による放送の用に供する放送設備又は有線テレビジョン放送法 (昭和47年法律第114号) 第2条第2項に規定する有線テレビジョン放送施設の通常管理行為

チ～ワ 略

様式第12号 (第15条関係)

(表)

略
略
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第39条第1項の規定による狩猟免許を受けたいので、下記により申請します。
記
(1) 受けようとする狩猟免許の種類及び使用しようとする猟具の種類並びに第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許の猟具の所持許可 (免許の種類欄の□にレ印を付し、番号に○印を付す。)
<input type="checkbox"/> 網猟免許
<input type="checkbox"/> わな猟免許
1 ライフル銃
2 散弾銃
猟銃・空気銃
所持許可
号

1種 銃猟 免許	3 空気銃 (圧縮ガス を使用する ものを含 む。)	可証番 号	年 月 日
	4 空気銃 (圧縮ガス を使用する ものを含 む。)	交付年 月日	
(2) 受験を希望する会場名と年月日			
会場 名		年月日	
略			
(裏)			
(3) 略			
略			
(4) 略			
略			
(5) 略			
略			

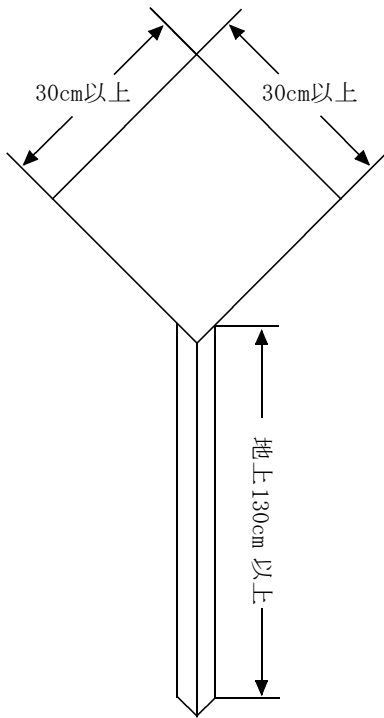
1種 銃猟 免許	3 空気銃 (圧縮ガス を使用する ものを含 む。)	気銃 所持 許可 証番 号	交付 年月 日	年 月 日
		猟銃 ・空 気銃 所持 許可 証番 号	交付 年月 日	年 月 日
(2) 略				
略				
(3) 略				
略				
(4) 略				
略				

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

第2条 鳥取県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を次のように改正する。

様式第20号の次に次の4様式を加える。

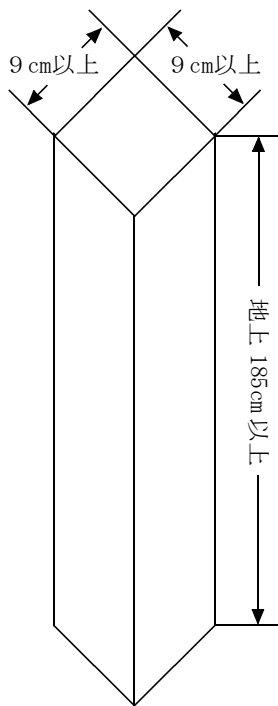
様式第21号（第25条関係）



備考

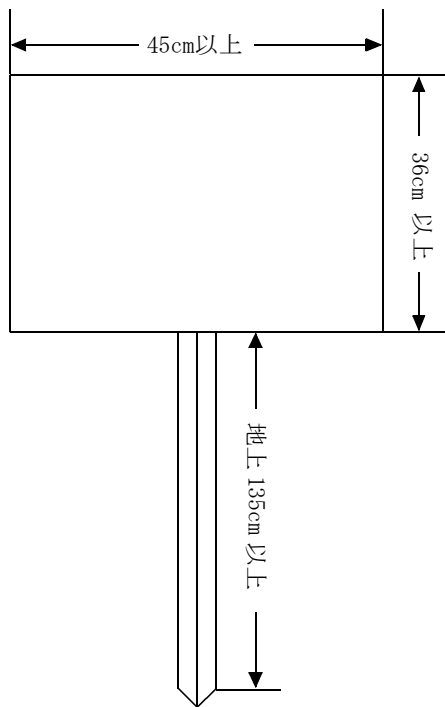
- 1 設置に当たっては、設置場所の積雪状況を考慮して高さを決定すること。
- 2 指定猟法禁止区域の標識の場合は、禁止する指定猟法を記載した補助板を設置すること。

様式第22号（第25条関係）



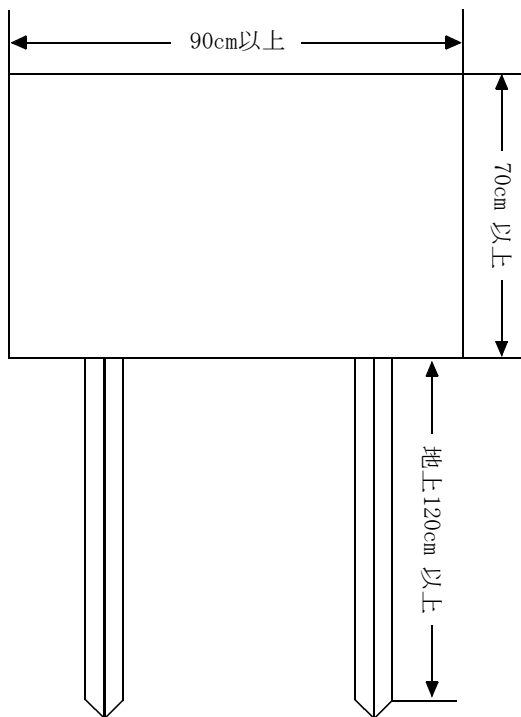
備考 設置に当たっては、設置場所の積雪状況を考慮して高さを決定すること。

様式第23号（第25条関係）



備考 設置に当たっては、設置場所の積雪状況を考慮して高さを決定すること。

様式第24号（第25条関係）



備考 設置に当たっては、設置場所の積雪状況を考慮して高さを決定すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第1条中鳥取県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則別表の改正規定は、公布の日から施行する。

(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく公聴会に関する規則の廃止)

2 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく公聴会に関する規則（平成12年鳥取県規則第85号）は、廃止する。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3 月 30 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第32号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第 1 条 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和37年鳥取県規則第70号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(入居の申込書等) 第 2 条 略 2 前項第 1 号の入居申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第 2 号に掲げる書類については、提示すれば足りる。 (1) <u>入居申込者及び現に同居し、又は同居しようとする者</u>（以下「同居者」という。）の市町村長又は税務署長の所得証明書 (2) 略 (3) 入居申込者及び同居者の住民票の写し (4)～(8) 略 3～5 略 (優先的に選考して入居させる者の要件) 第 3 条の 2 条例第 7 条第 4 項第 6 号の規則で定める要件は、60歳以上の者で同居者が次の各号のいずれかに該当するもの又は同居者がいないものであることとする。 (1)～(4) 略 (5) <u>入居者の看護又は介護を行う者</u> 2 条例第 7 条第 4 項第 7 号の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。 (1) <u>障害者基本法（昭和45年法律第84号）第 2 条第 1 号に規定する障害者で、その障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じそれぞれに定めるものであるもの</u> ア <u>身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第 5 号の 1 級か</u></p>	<p>(入居の申込書等) 第 2 条 略 2 前項第 1 号の入居申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第 2 号に掲げる書類については、提示すれば足りる。 (1) <u>入居申込者及び条例第 5 条第 1 項第 1 号に規定する親族</u>（以下「同居親族」という。）の市町村長又は税務署長の所得証明書 (2) 略 (3) 入居申込者及び同居親族の住民票の写し (<u>外国人である場合にあつては、外国人登録法（昭和27年法律第125号）第 4 条第 1 項の登録を受けていることを証明する書類</u>) (4)～(8) 略 3～5 略 (優先的に選考して入居させる者の要件) 第 3 条の 2 条例第 7 条第 4 項第 6 号の規則で定める要件は、60歳以上の者で同居親族が次の各号のいずれかに該当するもの又は同居親族がないものであることとする。 (1)～(4) 略 2 条例第 7 条第 4 項第 7 号の規則で定める要件は、<u>令第 6 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる者</u>であることとする。</p>

<p>ら4級までのいずれかに該当する程度</p> <p><u>イ 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度</u></p> <p><u>ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度</u></p> <p><u>(2) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの</u></p> <p>(同居の承認)</p> <p>第6条の2 入居者は、<u>条例第9条の2第1項</u>の規定により同居の承認を受けようとするときは、県営住宅同居承認申請書（様式第10号）を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 知事は、<u>条例第9条の2第1項</u>の規定により同居の承認をしたときは、県営住宅同居承認書（様式第10号の2）を申請者に交付するものとする。</p> <p>(家賃等の減免又は徴収猶予の申請等)</p> <p>第8条の4 略</p> <p><u>2 入居者が第8条第1項第1号若しくは第2号又は条例第24条の16第3項に該当するときは、次に掲げる書類に家賃等の減免等を受けようとする旨を記載して知事に提出することをもって県営住宅家賃等減額（免除）申請書の提出に代えることができる。</u></p> <p><u>(1) 県営住宅入居申込書</u></p> <p><u>(2) 県営住宅同居承認申請書</u></p> <p><u>(3) 県営住宅入居承継承認申請書</u></p> <p><u>(4) 県営住宅暫定居住承認申請書</u></p> <p><u>(5) 収入申告書</u></p> <p><u>(6) 収入額認定に対する意見申出書</u></p> <p><u>(7) 県営住宅同居者異動届</u></p> <p><u>3 知事は、家賃等の減免等をしたときは、県営住宅家賃等減額（免除）通知書（様式第13号）又は県営住宅家賃等徴収猶予通知書（様式第14号）により申請者に通知しなければならない。ただし、知事が災害その他特別な事由があると認めるときは、別に定めるところによることができる。</u></p> <p><u>4 略</u></p>	<p>(同居の承認)</p> <p>第6条の2 入居者は、<u>条例第9条の2</u>の規定により同居の承認を受けようとするときは、県営住宅同居承認申請書（様式第10号）を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 知事は、<u>条例第9条の2</u>の規定により同居の承認をしたときは、県営住宅同居承認書（様式第10号の2）を申請者に交付するものとする。</p> <p>(家賃等の減免又は徴収猶予の申請等)</p> <p>第8条の4 略</p> <p><u>2 知事は、前項の申請に基づき、家賃等の減免等をしたときは、県営住宅家賃等減額（免除）通知書（様式第13号）又は県営住宅家賃等徴収猶予通知書（様式第14号）により申請者に通知しなければならない。ただし、知事が災害その他特別な事由があると認めるときは、別に定めるところによることができる。</u></p> <p><u>3 略</u></p>
--	--

5 略

様式第7号（第5条関係）

請 書

職 氏名 様

年 月 日付第 号で入居の決定を受けた下記県営住宅の入居に当たり、別記諸条項を堅く遵守し、誠実に履行することをお請けします。

なお、連帯保証人は、この請書による私の一切の債務についてその債務を負います。

年 月 日

入居者 住所

氏 名 印

連帯保証人 住所

氏 名 印

入居者との関係

記

県営住宅 団地第 号

添付書類 略

別記

1 及び 2 略

3 入居者の保管義務等について

入居者又は同居者は当該県営住宅の使用に当たり、善良な注意を払いこれを正常な状態で維持管理するほか、次の行為を行ってはならない。ただし、(1)、(2)、(9)又は(10)に掲げる行為については、知事の承認を得た場合は、この限りでない。

(1) 入居時に入居を認められた者以外の者を同居させること。

(2) 入居者が同居者を残して死亡し、又は退居した場合、同居者が引き続き居住すること。

(3)～(10) 略

4 及び 5 略

6 敷金の還付について

4 略

様式第7号（第5条関係）

収 入 請 書
印 紙

職 氏名 様

年 月 日付第 号で入居の決定を受けた下記県営住宅の入居に当たり、別記諸条項を堅く遵守し、誠実に履行することをお請けします。

なお、連帯保証人は、この請書による私の一切の債務についてその債務を負います。

年 月 日

入居者 住所

氏 名 印

連帯保証人 住所

氏 名 印

入居者との関係

記

県営住宅 団地第 号

添付書類 略

別記

1 及び 2 略

3 入居者の保管義務等について

入居者又は同居の親族は当該県営住宅の使用に当たり、善良な注意を払いこれを正常な状態で維持管理するほか、次の行為を行ってはならない。ただし、(1)、(2)、(9)又は(10)に掲げる行為については、知事の承認を得た場合は、この限りでない。

(1) 入居時に入居を認められた親族以外の者を同居させること。

(2) 入居者が同居親族を残して死亡し、又は退居した場合、同居していた者が引き続き居住すること。

(3)～(10) 略

4 及び 5 略

6 敷金の還付について

県営住宅を退居しようとする者は、5による届出のとき県の発行した敷金の領収書を提出し、敷金の還付の手続を行うこと。ただし、未納の家賃、駐車場使用料、条例第15条の2第2項に規定する水道及び下水道の使用料又は損害賠償金があるときは、敷金の中からこれを控除する。

7及び8 略

様式第10号(第6条の2、第8条の4関係)
 県営住宅同居承認申請書
 職 氏名 様
 下記のとおり県営住宅に同居させたいので、申請します。
 なお、新たに同居させようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員であることが判明したときは、同居の承認を取り消されても異存ありません。
また、この申請により家賃等の減免等が可能な場合は、家賃等の減免等を希望（します・しません）。

年 月 日

郵便番号
 住 所
 申請者 団地第 号
 氏 名
 (電話)

記

略

添付書類 1～3 略
備考 「家賃等の減免等を希望（します・しません）」の部分は、該当するものを○で囲んでください。ただし、条件を満たさない場合は、減免等になりませんので、御了解ください。

様式第10号の2（第6条の2関係）
 県営住宅同居承認書
 第 号
 様
 年 月 日付で申請のあった新

県営住宅を退居しようとする者は、5による届出のとき県の発行した敷金の領収書を提出し、敷金の還付の手続を行うこと。ただし、未納の家賃、駐車場使用料又は損害賠償金があるときは、敷金の中からこれを控除する。

7及び8 略

様式第10号(第6条の2関係)
 県営住宅同居承認申請書
 職 氏名 様
 下記のとおり県営住宅に同居させたいので、申請します。
 なお、新たに同居させようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であることが判明したときは、同居の承認を取り消されても異存ありません。

年 月 日

郵便番号
 住 所
 申請者 団地第 号
 氏 名
 (電話)

記

略

添付書類 1～3 略

様式第10号の2（第6条の2関係）
 県営住宅同居承認書
 第 号
 様
 年 月 日付で申請のあった新

たな者の県営住宅への同居については、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第9条の2第1項の規定により、下記のとおり承認する。

年 月 日

職 氏名 印

記

1～3 略

様式第10号の3（第6条の3、第8条の4関係）
 県営住宅入居承継承認申請書

職 氏名 様

下記のとおり県営住宅の入居の承継をしたいので、申請します。

また、この申請により家賃等の減免等が可能である場合は、家賃等の減免等を希望（します・しません）。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者 団地第 号

氏 名

（電話 ）

記

略

添付書類 1～4 略

備考 「家賃等の減免等を希望（します・しません）」の部分は、該当するものを○で囲んでください。ただし、条件を満たさない場合は、減免等になりませんので、御了解ください。

様式第10号の4（第6条の3関係）
 県営住宅入居承継承認書

第 号

様

年 月 日付けで申請のあった入居の承継については、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第9条の3第1項の規定により、下記のとおり承認する。

年 月 日

たな者の県営住宅への同居については、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第9条の2の規定により、下記のとおり承認する。

年 月 日

職 氏名 印

記

1～3 略

様式第10号の3（第6条の3関係）
 県営住宅入居承継承認申請書

職 氏名 様

下記のとおり県営住宅の入居の承継をしたいので、申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者 団地第 号

氏 名

（電話 ）

記

略

添付書類 1～4 略

様式第10号の4（第6条の3関係）
 県営住宅入居承継承認書

第 号

様

年 月 日付けで申請のあった入居の承継については、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第9条の3第1項の規定により、下記のとおり承認する。

年 月 日

職 氏名 印

記

略
同居者
略

様式第10号の4の2（第6条の3の2、第8条の4関係）

県営住宅暫定居住承認申請書

職 氏名 様

下記のとおり県営住宅の6月以内の居住の承認を受けたいので、申請します。

また、この申請により家賃等の減免等が可能である場合は、家賃等の減免等を希望（します・しません）。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者 団地第 号

氏 名

（電話 ）

記

略

添付書類 1～4 略

備考 「家賃等の減免等を希望（します・しません）」の部分は、該当するものを○で囲んでください。ただし、条件を満たさない場合は、減免等になりませんので、御了解ください。

様式第10号の5（第6条の5、第8条の4関係）

収入申告書

職 氏名 様

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第9条の5の規定により、次のとおり収入の申告をします。

また、この申告により家賃等の減免等が可能である場合は、家賃等の減免等を希望（します・しません）。

年 月 日

職 氏名 印

記

略
同居親族
略

様式第10号の4の2（第6条の3の2関係）

県営住宅暫定居住承認申請書

職 氏名 様

下記のとおり県営住宅の6月以内の居住の承認を受けたいので、申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者 団地第 号

氏 名

（電話 ）

記

略

添付書類 1～4 略

様式第10号の5（第6条の5関係）

収入申告書

職 氏名 様

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第9条の5の規定により、次のとおり収入の申告をします。

年 月 日

<p style="text-align: center;">団地 棟第 号</p> <p style="text-align: center;">入居者 氏名 連絡先電話番号</p> <p style="text-align: center;"><u>緊急連絡先</u> 氏名 電話番号</p>	<p style="text-align: center;">団地第 号</p> <p style="text-align: center;">入居者 氏名 連絡先電話番号</p>
略	略
<p>備考</p> <p>1～6 略</p> <p><u>7 緊急連絡先は、県内に居住している方として</u> <u>ください。</u></p> <p><u>8 「家賃等の減免等を希望（します・しませ</u> <u>ん）」の部分は、該当するものを○で囲んで</u> <u>ください。ただし、条件を満たさない場合は、減</u> <u>免等になりませんので、御了解ください。</u></p> <p>様式第10号の6（第6条の5、<u>第8条の4関係</u>） 収入額認定に対する意見申出書 職 氏名 様</p> <p style="text-align: center;">年 月 日付 第 号で通知の あった収入の額の認定については、その認定を更正 していただくよう、下記のとおり申し出ます。 <u>また、この申出により家賃等の減免等が可能であ</u> <u>る場合は、家賃等の減免等を希望（します・しませ</u> <u>ん）。</u></p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">郵便番号 住 所 申出者 団地第 号 氏 名 (電話)</p> <p style="text-align: center;">記</p>	<p>備考</p> <p>1～6 略</p> <p>様式第10号の6（第6条の5関係） 収入額認定に対する意見申出書 職 氏名 様</p> <p style="text-align: center;">年 月 日付 第 号で通知の あった収入の額の認定については、その認定を更正 していただくよう、下記のとおり申し出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">郵便番号 住 所 申出者 団地第 号 氏 名 (電話)</p> <p style="text-align: center;">記</p>
略	略
<p>添付書類 略</p> <p>備考 <u>「家賃等の減免等を希望（します・しませ</u> <u>ん）」の部分は、該当するものを○で囲んで</u> <u>ください。ただし、条件を満たさない場合</u> <u>は、減免等になりませんので、御了解くださ</u> <u>い。</u></p>	<p>添付書類 略</p>

<p>様式第22号（第13条、第8条の4関係）</p> <p style="text-align: center;">県営住宅同居者異動届</p> <p>職 氏名 様</p> <p>下記のとおり世帯に異動があったので、届け出ます。</p> <p><u>また、この届出により家賃等の減免等が可能な場合は、家賃等の減免等を希望（します・しません）。</u></p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">郵便番号</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">届出者 団地第 号</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">（電話 ）</p> <p style="text-align: center;">記</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">略</div> <p><u>備考 「家賃等の減免等を希望（します・しません）」の部分は、該当するものを○で囲んでください。ただし、条件を満たさない場合は、減免等になりませんので、御了解ください。</u></p>	<p>様式第22号（第13条関係）</p> <p style="text-align: center;">県営住宅同居者異動届</p> <p>職 氏名 様</p> <p>下記のとおり世帯に異動があったので、届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">郵便番号</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">届出者 団地第 号</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">（電話 ）</p> <p style="text-align: center;">記</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">略</div>
--	---

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

第2条 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第2条、第8条の4関係）

県営住宅入居申込書

職 氏名 様

次のとおり県営住宅に入居したいので、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第6条第1項の規定により申し込みます。なお、この申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は私若しくは私に係る同条例第5条第1項第1号に規定する者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員であることが判明したときは、申込みを無効とされ、又は入居の決定を取り消されても異存ありません。

また、家賃等の減免等が可能である場合は、家賃等の減免等を希望（します・しません）。

年 月 日

	申込住宅	団地 棟 号				現認書類 保険証 児童手当受給 源泉徴収票 その他（ ）
申 込 者	フリガナ					
	氏 名					
	現住所	郵便番号		電話番号		
勤務先	名 称		電話番号			
	所在地					

	フリガナ 氏 名	続 柄	生年月 日	年 齢	勤務先 又は学 校 名	所得の 種 類	年 間 総 収 入 額	年間総 所得金 額	控除額							控 除 額 計
									同居 扶 養	老人扶養及 び老人控除 対象配偶者	特 定 扶 養	老 年 者	寡 婦 及 び 寡 夫	障 害 者	特 別 障 害 者	
入居し ようと する者	-----	本人	..			給 与 年 金 その他	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	-----		..			給 与 年 金 その他										
	-----		..			給 与 年 金 その他										
	-----		..			給 与 年 金 その他										
	-----		..			給 与 年 金 その他										
	-----		..			給 与 年 金 その他										
別居 扶養 者	-----		..			給 与 年 金 その他										
	-----		..			給 与 年 金 その他										

所得金額計	円	－	控除額計	円	÷ 12 =	収入月額	円
-------	---	---	------	---	--------	------	---

住宅に困っている状況（該当する事項を記入してください。）	
1	他の世帯と共同
2	部屋が狭い
3	住宅でない建物に居住（建物の概要
4	家賃が高額（月額 円）
5	結婚後の住居がない（婚姻の予定 年 月）
6	離婚後の住居がない
7	立退きの要求を受けている（理由
8	勤務場所が遠隔地（片道通勤時間 時間 分）
9	その他（理由

現在住んでいる住宅	
1	民間住宅、社宅 （所在地：

(アパート等名称 :)
(部屋番号 :)
(貸主氏名 :)
2 両親等と同居	
3 その他 ()

備考

- 年間総収入額等を記載することとなっている表は、入居申込者、同居者及び入居申込者の別居の扶養者全員について、記入してください。
- 年の中途において、就職又は事業の経営を開始したときは、勤務先又は学校名欄に就職年月日又は事業開始年月日を記入してください。
- 次に掲げる書類を添付（(3)に掲げる書類にあつては提示）してください。
 - 入居申込者、同居者等の市町村長又は税務署長の所得課税証明書
 - 入居申込者、同居者等の住民票の写し
 - 控除額がある場合において、(1)又は(2)の書類で証明ができないときは、これを証する書類
 - 条例第4条第1号から第6号までに掲げる事由に係る申込みにあつては、当該事由に該当することを証する書類
 - その他知事が必要と認める書類
- 申込資格及び提出書類等の詳細については、「鳥取県営住宅入居申込あんない」をお読みください。
- 「家賃等の減免等を希望（します・しません）」の部分は、該当するものを○で囲んでください。ただし、条件を満たさない場合は、減免等になりませんので、御了解ください。

<担当課処理欄>

世帯類型		優先入居世帯以外の世帯	本来階層、裁量階層の別
優先入居世帯			
<ul style="list-style-type: none"> ・母子・父子世帯 ・多子世帯 ・多人数世帯 ・引揚者 ・中国残留邦人等 ・高齢者世帯 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者世帯 ・低所得者世帯 ・ハンセン病療養所入所者等 ・DV被害者 ・拉致被害者等 ・犯罪被害者等 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記以外の世帯 	<ul style="list-style-type: none"> ・本来階層（条例第5条第1項第2号ウ該当） ・裁量階層（条例第5条第1項第2号ア又はイ該当）

様式第10号の7を次のように改める。

様式第10号の7（第7条関係）

県営住宅家賃口座振替（自動払込み）依頼書

取扱金融機関	銀行・金庫 農協・漁協	御中	平成 年 月 日
(住宅管理所 鳥取県 総合事務所生活環境局)			1 新規 2 変更 3 解約

県営住宅の家賃を口座振替（自動払込み）の方法によって納付したいので、下記の約定を確約のうえ依頼します。

入居者 (依頼)	住所	〒	団地	号
	氏名		㊦	

者)	電話番号	—	—	自宅・勤務先・携帯
----	------	---	---	-----------

指定 預貯 金 口座	口座名義人	フリガナ				通帳届出印
		氏名				㊟
	住所					
	銀行等の場合 (ゆうちょ銀行以外)	銀行・金庫				本店・支店
		農協・漁協				本所・支所
		預金種別	口座番号(右詰めで記入)		金融機関コード	
		普通・当座				
	ゆうちょ銀行の場合	通帳記号		通帳番号(右詰めで記入)		
		1	0	の		
		種目コード	種別コード	振込先口座番号		加入者名
166・176		25	01480-0-960080		鳥取県	

振替開始年月	振替日
平成 年 月	月末日(休業日のときは、翌営業日)

金融機関受付印

口座振替(自動払込み)約定

- 1 貴店が鳥取県から納入通知書の送付を受け、又は納入通知書の記載事項を記録した電磁的記録を受信したときは、当該納入通知書又は電磁的記録に記載され、又は記録されている金額を指定預貯金口座から払い出して、県の歳入金に振り替えてください。
- 2 指定預貯金口座からの払出しに当たっては、当座勘定又は普通預金の規定にかかわらず、小切手の振出し又は普通預金払戻請求書及び普通預金通帳を提出しないこととします。
- 3 指定預貯金口座の残高が振替日において納入金額に満たないときは、納入通知書を住宅管理所に送付してください。
- 4 通帳の印字をもって領収にかえ、領収証書は必要としません。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条中鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第2条第2項第3号の改正規定(「同居親族」を「同居者」に改める部分を除く。)は、平成24年7月9日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の規定に基づいて作成した様式で、この規則の施行の際現に残存するものについては、改正後の鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上でこれを使用することができる。

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第33号

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

鳥取県訓練手当支給規則（昭和42年鳥取県規則第11号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(技能習得手当) 第6条 技能習得手当のうち受講手当は、 <u>40日を限度として</u> 、支給対象者が職業訓練を受けた日数に応じて支給する。 2 受講手当の日額は、 <u>500円</u> とする。 3～7 略	(技能習得手当) 第6条 技能習得手当のうち受講手当は、支給対象者が職業訓練を受けた日数に応じて支給する。 2 受講手当の日額は、 <u>700円</u> とする。 3～7 略

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県訓練手当支給規則第6条第1項の規定は、この規則の施行の日以後に開始する職業訓練に係る受講手当の支給について適用し、同日前に開始した職業訓練に係る受講手当の支給については、なお従前の例による。

鳥取県県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第34号

鳥取県県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則（昭和45年鳥取県規則第37号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
県営土地改良事業	各年度の分担金の額	県営土地改良事業	各年度の分担金の額
略		略	
12 農業用水再編対策事業（大井手地区）	工事費の100分の5に相当する額	12 農業用水再編対策事業（大井手地区）	工事費の100分の5に相当する額
13 農村災害対策整備事業 （1） 振興山村、 過疎地域又は特定農山村地域を含む市町村であって知事が別に定める要件を満たすものにおいて行う事業 （2） （1）以外の市町村において行う事業	工事費の100分の2に相当する額 工事費の100分の7に相当する額		
備考		備考	
1～6 略		1～6 略	
7 <u>この表において、「特定農山村地域」とは特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域をいう。</u>			

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。